

令和2年度 第2回 栗東市観光振興会議 次第

日時：令和2年10月28日（水）

10時00分～

場所：栗東市危機管理センター2階

防災研修室

1. 開　　会

2. 市民憲章唱和

3. あいさつ

4. 案　　件

（1）観光魅力度アンケートについて・・・資料1

（2）栗東市観光振興ビジョン運営組織に係る内規について・・・資料2

（3）栗東市観光振興ビジョン運営組織の提案について

（4）令和3年度の予算要求について

（5）その他

5. 閉　　会

市 民 憲 章

わたくしたちは、緑と文化のまち栗東市の住民であることに喜びと誇りをもって、この憲章を定め、あすへの繁栄と幸福を願い、進んでこれを守ります。

- 1. 自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。**
- 1. 教養を高め、豊かな文化の創造につとめましょう。**
- 1. 若い力を伸ばし、すこやかな青少年を育てましょう。**
- 1. 心とからだを鍛え、幸せな家庭をつくりましょう。**
- 1. 隣人互いに助け合い、住みよいまちをきずきましょう。**

※このアンケートはインターネットでも
回答できます。
QRコードよりお答えください。



資料 1

栗東市観光魅力度調査アンケート

栗東市では、市内の既存観光資源や魅力ある観光コンテンツについての関心度、魅力度等の調査を行うアンケートを実施しております。調査結果は栗東市の観光振興につながりますので、お手数をおかけしますが、ご協力お願いします。（所要時間：5分程度）
※本アンケートにより個人が特定されることはありません。

実施主体：栗東市役所商工観光労政課

【回答者ご自身についてお答えください】該当するものに✓または○をご記入ください

A：性別 女性 男性 回答しない

B：年齢 10歳代 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代
60歳代 70歳代以上

C：居住地域 市外

市内（金勝地区、治田地区、葉山地区、大宝地区、
分からない）

D：同居している18歳未満のご家族は何人いますか

いない 1人 2人 3人以上

【観光についてお答えください】※該当するものに✓または○をつけてください。

E：あなたは市内の観光スポットをどのくらい知っていますか。（複数回答可）

| | | | | | |
|-----------|--|--|---------------------------------|-------------------------------|------------------------------|
| 公共施設 | <input type="checkbox"/> 栗東歴史民俗博物館 | <input type="checkbox"/> 滋賀日産リーフの森 | <input type="checkbox"/> 自然観察の森 | | |
| 歴史街道 | <input type="checkbox"/> 旧東海道散策 | <input type="checkbox"/> 旧中山道散策 | | | |
| 神社仏閣 | <input type="checkbox"/> 金勝寺 | <input type="checkbox"/> 大宝神社 | <input type="checkbox"/> 新善光寺 | <input type="checkbox"/> 大野神社 | <input type="checkbox"/> 菌神社 |
| | <input type="checkbox"/> 東方山安養寺 | | | | |
| アクティビティ | <input type="checkbox"/> 金勝山ハイキング | <input type="checkbox"/> フォレストアドベンチャー・栗東 | | | |
| 宿泊施設 | <input type="checkbox"/> こんぜの里森遊館 | <input type="checkbox"/> こんぜの里バンガロー村 | | | |
| 地元特産品の販売所 | <input type="checkbox"/> アグリの郷栗東 | <input type="checkbox"/> こんぜの里りっとう | | | |
| その他 | <input type="checkbox"/> 九品の滝 | <input type="checkbox"/> 馬頭観音前展望台 | <input type="checkbox"/> 旧和中散本舗 | | |
| | <input type="checkbox"/> その他（ ）自由記述 | | | | |

F：市外または県外の方に紹介したい市内の観光スポットやお店等は何か所くらいありますか。

5～10か所以上 1～5か所以上 ない

G：市内の観光スポットに1年間で複数回訪れるところはありますか（複数回答可）

| | | | | | |
|-----------|--|--|---------------------------------|-------------------------------|------------------------------|
| 公共施設 | <input type="checkbox"/> 栗東歴史民俗博物館 | <input type="checkbox"/> 滋賀日産リーフの森 | <input type="checkbox"/> 自然観察の森 | | |
| 神社仏閣 | <input type="checkbox"/> 金勝寺 | <input type="checkbox"/> 大宝神社 | <input type="checkbox"/> 新善光寺 | <input type="checkbox"/> 大野神社 | <input type="checkbox"/> 菌神社 |
| | <input type="checkbox"/> 東方山安養寺 | | | | |
| アクティビティ | <input type="checkbox"/> 金勝山ハイキング | <input type="checkbox"/> フォレストアドベンチャー・栗東 | | | |
| 宿泊施設 | <input type="checkbox"/> こんぜの里森遊館 | <input type="checkbox"/> こんぜの里バンガロー村 | | | |
| 地元特産品の販売所 | <input type="checkbox"/> アグリの郷栗東 | <input type="checkbox"/> こんぜの里りっとう | | | |
| その他 | <input type="checkbox"/> 九品の滝 | <input type="checkbox"/> 馬頭観音前展望台 | <input type="checkbox"/> 旧和中散本舗 | | |
| | <input type="checkbox"/> その他（ ）自由記述 | | | | |

裏面へ

H：市内の観光スポットについてどのくらい知っていますか。

- 詳しく説明できる 簡単に説明できる
何となくは知っている あまり知らない 知らない

I：市内の観光スポットにはどのくらいの頻度で行きますか。

- 数週間に1回程度 数か月に1回程度 数年に1回程度
ほとんど行かない

J：過去1年間に市内の観光スポットに何か所くらい行きましたか。

- 5～10か所以上 1～5か所以上 ない

K：市外または県外の観光スポットにはどのくらいの頻度で行きますか。

- 数週間に1回程度 数か月に1回程度 数年に1回程度
ほとんど行かない

L：過去1年間に市外または県外の観光に何回くらい行きましたか。

- 5～10回以上 1～5回以上 ない

M：栗東市内で観光客と思われる人をどのくらい見かけますか。(県外ナンバーや旅行者など)

- とてもよく見る よく見る たまに見る
あまり見ない 見ない

N：市内の観光スポットを友人や知人に勧めたいと思いますか？

- 強く思う 思う どちらでもない
思わない まったく思わない

O：栗東市は観光PRが十分行われていると思いますか。

- とても思う 少し思う どちらともいえない
あまり思わない 思わない

今後、栗東市の観光発展に何が必要だと思いますか（自由記述）

以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

栗東市観光振興ビジョン運営組織に係る内規 案

(目的)

第1条 この内規は栗東市観光振興ビジョン（以下、ビジョンという）の適切な処理を図ることを目的とする。

(観光振興ビジョンの運営)

第2条 ビジョンの運営については市とビジョン運営組織（事務局）が担うものとする。

(運営組織の決定)

第3条 ビジョン運営組織については栗東市観光振興会議に諮り、決定するものとする。

(運営組織の役割)

第4条 ビジョン運営組織は栗東市と連携・協働し、各事業の実行について主導的役割を行いビジョンに基づいたマーケティング調査・分析・計画立案等その他必要な取り組みを行うものとする。

(ビジョン運営の費用)

第5条 ビジョンの運営に必要な費用については、市と運営組織が協議し、両者合意のうえ定めるものとする。

(運営組織の任期期間)

第6条 ビジョン運営組織の任期期間については、ビジョン計画期間とする。

(運営組織の変更)

第7条 やむを得ない場合により運営組織の変更が必要となった場合は隨時、観光振興会議に諮り、変更するものとする。

(雑 則)

第8条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は会長が振興会議に諮り別に定める。

第9条 その他、軽微な事項については市と運営組織の両者が協議のうえ定める
附則

この内規は令和 年 月 日 から施行する。